

第 433 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 7 月 6 日 (木) 10 時 00 分 ~

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小林友則委員
	神保和之委員
	通山和史委員
	難波利光委員
	濱島清史委員

労働者代表委員	大原敬典委員
	河村裕幸委員
	倉重里加委員
	宮本晴充委員
	横山 崇委員

使用者代表委員	阿野徹生委員
	坂本竜生委員
	中村眞佐子委員

事 務 局

労働局長	名田 裕
労働基準部長	上条 訓之
賃金室長	藤村 哲也
室長補佐	大塚 智
賃金指導官	吉富 雄治

4 議 題

- (1) 令和 5 年度の山口県最低賃金の改正について
山口県最低賃金の改正決定について (諮問)
専門部会の設置について
審議の日程について
- (2) その他

室長補佐

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。また、皆様方には、第 57 期山口地方最低賃金審議会委員へのご就任をご了承いただき、誠にありがとうございます。委嘱に関する「人事異動通知書」は、去る 4 月 22 日付けで送付しているところでございます。何卒よろしくお願いいいたします。それでは、ただいまから第 433 回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は、使用者代表委員藏藤委員と嶋本委員の 2 名が欠席です。したがって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております要件（委員の 3 分の 2 以上、または公・労・使各 3 分の 1 以上の出席）を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。進行に当たりましては、第 57 期の第 1 回目の審議会でございますので、会長並びに会長代理を選出していただくまで、事務局で議事の進行をいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員をご紹介します。お手元の資料 1 に委員名簿を配付しておりますのでご覧ください。

（各委員の紹介）

室長補佐

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

（職員の紹介）

室長補佐

引き続き、最初に会長並びに会長代理の選出をしていただきます。最低賃金法第 2 4 条第 2 項の規定により、公益代表委員の中から選挙することになっております。いかがいたしましょうか。

通山委員

私から推薦してもよろしいでしょうか。

室長補佐

よろしくお願いたします。

通山委員

小林委員を会長に、神保委員を会長代理に推薦したいと思います。

室長補佐

ただいまご推薦いただきました小林会長、神保会長代理につきまして、いかがでしょうか。

(異議なしを確認)

室長補佐

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行については、小林会長にお願いいたします。

会 長

傍聴人の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

では、議事に移ります。まず、議題 1 (1) の山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。

【会長に諮問文手交】

会 長

山口県最低賃金の改正決定についての諮問をお受けしました。事務局は諮問文を読み上げてください。

【諮問文を読み上げる】

山口労発基 0706 第 1 号、令和 5 年 7 月 6 日、山口地方最低賃金審議会 会長 小林友則 殿、山口労働局長 名田 裕。最低賃金の改正決定について（諮問）最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、山口県最低賃金(昭和 55 年山口労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針 2023(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

会 長

続きまして労働局長から挨拶をお願いします。

局 長

あらためまして、山口労働局長の名田です。委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、お暑い中、当審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。新たに会長

として小林会長、神保委員を会長代理とする新体制がスタートしましたのでよろしくお願ひします。物価高や人手不足を背景に、令和5年の県内の春季賃上げ要求・妥結状況調査では、労使交渉の賃上げ率は、全体で4.13%と、高い伸び率となっております。この賃上げの流れの維持・拡大を県内全域に図るには、最低賃金による底上げも必要です。4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」においては、最賃の目安額を示すランク数を4つから3つに見直し、地域間格差の是正を図ることとされ、また、6月16日に閣議決定された「骨太の方針2023(経済財政運営と改革の基本方針2023)」においても、最低賃金について、今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行うこと、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとされたところです。委員の皆様方におかれましては、山口県の最低賃金について真摯なご審議をいただきますようお願い申し上げます。私ども事務局としましては、的確な資料づくりなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますことを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

会 長

それでは議事に移りたいと思います。私からも一言申し上げたいと思います。局長のご挨拶にもございましたように、公労使三者構成の最低賃金審議会で、委員の皆様方としっかりと議論をして参りたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議題1(2)「専門部会の設置について」に入ります。山口県最低賃金の改正審議を行うに当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規程により、専門部会を設置することとなっておりますので、設置することとし、今後、具体的な議論は専門部会に委ねたいと思います。次に最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたしたいと思います。最低賃金審議会令第6条第5項とは、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規程です。なお、これまで審議会においては、専門部会の場ではなく、基本的に全員が参加する本審の場において決議を行うこととしている経過があり、従来、本規程については、適用をしていないところであります。今年度につきまして、何か意見がございますか。

(「意見なし」の声あり)

会 長

昨年と同様に山口地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことに決定いたします。次に、議題1(3)「審議会の日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、中央最低賃金審議会の開催予定としましては、6月30日に諮問が行われ、今後は7月12日、19日、25日に目安小委員会が開催され、7月28日に中央最低賃金審議会から目安の答申がなされる予定となっております。なお、当局の今後の審議日程につきましては、各委員の皆様にご都合を確認して日程をお示したところでございます。皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。次に、先ほど設置されました専門部会につきましては、専門部会の委員に任命された方のみのお出席となりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長

ただいま、事務局から審議会の日程などのスケジュールについて説明がありましたが、ご質問はありませんか。

阿野委員

ちょっと今、聞き漏らしたんですけど。中賃の目安小委員会は、7月12日、19日、25日と説明されましたよね？中賃の答申の予定は、何日ですか。

賃金室長

今後は、7月12日、20日、26日に目安小委員会が開催される予定です。先ほどの説明は、誤りです。

阿野委員

答申、言われませんでしたか。7月25日に目安小委員会があって、その後に何か言われませんでしたか。

賃金室長

28日に中央最低賃金審議会から目安の答申がされる予定でございます。

阿野委員

目安の答申って何ですか。目安小委員会の報告のことですか。目安小委員会が本審に報告して本審が答申しますよね。今、言われたのが。

賃金室長

答申予定日が7月28日です。

阿野委員

ちょっとよろしいですか。審議会の日程につきまして発言をさせていただきたいと思っております。今、事務局の方から中賃の日程、あくまで予定のご説明がありました。先ほど、

山口県の審議会日程については、10月1日発効とした場合、あるいは中賃の答申予定日を踏まえて各委員に審議会の日程をあらかじめお示ししていると今、事務局の方からご説明がございました。私も一応、日程案として何月何日と、行事の確保がありますので、そういう風に伺っています。そうなりますと7月28日が答申予定日なので、本審もその後やって目安伝達というところからスタートするわけですが、この10月1日発効とした場合、8月7日が答申期限ということなので、あらかじめ伺っている日程は、昨年以上に厳しい、窮屈な日程案になっております。すなわち専門部会を連日、連続して開催しなくてはならない。まあ、そういうふうな日程をお聞きしています。これから、審議会の審議がスタートするわけですが、その審議の過程におきまして審議状況によりましては、十分な議論が尽くせる審議日程について是非ご配慮をお願いしたい。

あるいは、審議の経過によっては、日程を柔軟にまた変更することも含めてですね、調整をまたお願いしたいということ意見を申し上げさせていただきます。10月1日発効ありきで十分な議論を尽くさないまま、消化不良のまま審議が終了か打ち切ると言いますか、そういうことがないように十分な日程のご配慮をお願いしたいと思います。発効日が10月1日というか10月というか。そういうことで本当に適当なのかという本質的な議論も行う必要があると私は考えます。

10月1日発効とした場合ですね。8月の答申から発効までの期間は、非常に短いわけですが、近年、過去最高の引上げ額が続きまして、短期間で発効日まで対応を迫られる企業が少なくない。ということは、これは影響率ですね。いわゆる最低賃金を下回る賃金で働く労働者の割合。この影響率が高いということからも明らかでございます。にもかかわらず、答申から発効までの期間が従前と変わらない期間しか確保されていないということは、極めて不合理と言わざるを得ません。最低賃金引き上げに真摯に対応する企業、あるいは事業者というものを後押しするべく十分な準備期間を確保することが必要ではないだろうかと考えます。

また、最低賃金引き上げによって例えば税金とか社会保険料のボーダーライン、労働者にとってのいわゆる年収の壁、これを超えることが懸念される従業員に対しましては、各企業は、いわゆる勤怠表で勤務日数、この日数を超えたら超えてしまうという周知を図っている企業も多くございます。また、従業員の側からすれば自ら年収の壁を超えないために年末の就業時間調整等を行う。こういう事態が出てきております。年末の繁忙期に就業調整が行われずと企業にとっては、人手不足というこういう状況にも陥るわけですが、そういう風な事態も発生してきておまして、そういう現状がございます。最低賃金引き上げに伴う使用者側あるいは労働者側、双方の影響を考慮した場合に本当に発効日が10月1日、10月で良いのか。例えば、年間収入の積算期間と同じく年始の1月、あるいは年度始めの4月でありますとか、そういう発効日の柔軟な設定についても検討、議論をすることが必要ではないかと考えます。ご案内のとおり、最低賃金法ですね。各地方最低賃金審議会の決定によって発効日を設定することは制度上可能とされています。

4月に経団連の方の主催で、最低賃金関係の会議が開催されまして席上ですね、厚生労

働省労働基準局の賃金課長さんをご説明をされました。発効日というのは、各地賃の審議の結果で決まるものであることや法律でも公労使で議論して決定できるとされていることを各労働局に周知もしているし、労働局を通じて各地賃の委員さんに理解を求めるところという風に賃金課長さんはおっしゃったところでございます。以上のような点を踏まえまして、一つには、最初申しました十分な議論を尽くすことができる審議日程を確保すること。もう一つは、発効日について本質的な議論を行う必要があるのではないか。ということ審議会の日程に関連した意見として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

会 長

ただいまの阿野委員のご意見に関しまして何か意見等はございますか。

坂本委員

阿野委員が言われたことで全く同感ではございます。本日の資料において「目安制度の在り方に関する全員協議会」の報告がついてございます。多分、抜粋だろうと思うのですけれども。その前文を読むとその中に発効日についての記載があります。発効日については、法令上定められたものではないと、発効日とは審議の結果で決まるものである、発効の時点を規定する最賃法とは、公労使で議論して決定できるということ。これらについては、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるということが書いてある。ですから、労働局さんのサイドで改めてここについてご説明があって然るべきだったのかなと思います。

以上です。

会 長

そのほかにご意見はございますか。

まず、阿野委員の意見の一つ目ですけれども。日程に関しまして、論点の2つ目にも関わることはありませんけれども、労働局側には十分な余裕を持った日程を組んでいただくことをお願いしたいと思います。また、同時に審議の進め方、審議に関しまして私たち委員も審議がより充実するよう協力すると共に十分な審議が尽くされていないというふうになりましたらこれを延長することも当然考えられるべきであるかと思えます。

次に、阿野委員のご意見の2つ目についてですけれども、10月1日、可能であるとしてもそもそも10月1日に発効するということが良いのかというご意見に関しましては、なお検討する余地が、検討しなければならない点であるかと思えます。ですので、今すぐこの場で決定するというのではなく、改めましてこの議題について取り上げさせていただければと思います。

会 長

では、ほかにご意見等、ございますか。

横山委員

先ほど、阿野委員が言われましたとおりですね。昨年も10月1日に向けて審議会でやっ払いこうという話が当初ありましたが、中央の目安が遅れたということもあって10月13日ということで労側としても最低賃金近傍で働く方々の賃金のことを考えると1日でも早く届けてあげたいという思いはありますが、とはいえ、十分な議論を行った上で昨年も10月13日だったという風に認識しておりますので、もちろん、労側としても真摯な議論で今年度も行って参りたいと思っております。

会 長

ありがとうございます。それでは、日程、スケジュール等につきましては、ほかにご意見はないでしょうか。では、議題2その他に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

賃金室長

2点報告させていただきます。1点目ですが、今年度、全国労働組合総連合中国ブロック協議会、山口県弁護士会から山口地方最低賃金審議会会長又は山口労働局長に最低賃金に係る要請書を頂いておりますので、報告させていただきます。これらの要請書については資料ナンバー6として配付させて頂いておりますが、主な中身は「最低賃金の大幅引上げ」、「全国一律最低賃金制実現」、「審議会の公開、委員の選任などの審議会のあり方に関するもの」などでございます。2点目ですが、今年度の審議会の公開に関することとございますが、まず、令和5年4月6日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、「議論の透明性の確保と率直な意見の交換を阻害しない2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とすることが適当との結論に至った。」とございます。また、議事の公開が議論になるのは、「目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。」とされているところです。つきましては、当審議会においても審議会、専門部会の公開・非公開について検討をご提案させていただきたいと存じます。以上でございます。

会 長

ただいま事務局から今年度の中央最低賃金審議会の「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」における議事の公開について説明がありました。当審議会におきましても中賃の全員協議会報告を踏まえまして審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない中で納得感を一層高めるために公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当かと思いますが、いかがでしょうか。皆様のご意見を賜ればと思います。

阿野委員

今、会長がご提案された件は、公労使三者が集まって議論するという説明でありました。従来、当審議会の専門部会は、金額審議をする場合ですね。公労及び公使の個別協議を重ねながら議論を積み上げていくと。こういうプロセスを取っていますが、それは従前通りそういう方針でやる。それと公労及び公使の個別審議については、三者合同でやるわけじゃないですから、ここは公開の対象としない。こういう理解でよろしいでしょうか。

会 長

はい。まず、私の意見といたしましては、「公労使三者が集まって議論する部分については、公開する」でありまして、公労あるいは公使で協議を行う場についてまで公開をするという趣旨ではございません。ですので、従前通り、公労、公使の協議は、個別協議は、必要であるとは考えております。ただ、公開をするということになりましたら、これまで以上に労使が相互に公開の場で議論をするという部分を増やしていかなければならないのではないかとこのように考えます。もちろん、全てをすぐに公開の場ではなく、できる範囲で増やしていくと。その意識を持つことは、必要ではないかと考えています。

では、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開するという点について、反対の意見はございませんでしたので、この部分について公開するということですのでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からその他、ございますか。

賃金室長

事務局から2点説明させていただきます。1点目は、特定最賃の意向表明がございません。特定最賃でございます。資料ナンバー7をご覧ください。特定最低賃金につきましては、3月に鉄鋼を含む4業種の意向表明を受けておりますことをご報告させていただきます。特定最低賃金の改正決定に関する申出につきましても既に受理しているところでございますが、今後内容審査の上、要件を満たしていれば、次回以降の審議会で特定最低賃金の改正必要性について山口労働局長から審議会に諮問し、委員の皆様へ審議をお願いします。必要性ありとなるには、公労使の全会一致の議決が必要となります。具体的な金額審議につきましては、特定最低賃金の専門部会の場で審議をいただくこととなります。その他、改正決定の必要性ありとされた場合には、1円以上の引き上げが前提となることをご承知おきいただけたらと思います。なお、当県では、平成14年以来、12月15日が特定最低賃金の効力発生日となっていることを申し添えます。

2点目は、審議終了後、関係労使からの意見聴取公示、専門部会委員推薦公示を行います。専門部会委員の推薦公示の推薦締切日は、7月20日木曜日、関係労使からの意見聴取公示の公示締切日は、7月25日火曜日といたします。以上でございます。

会 長

ただいま事務局から2点の説明、特定最賃意向表明と関係労使からの意見聴取公示、専門部会委員推薦公示についての説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

では、説明のありました意見聴取公示について、意見書の提出があった団体から意見陳述の申し込みがあった場合には、今年度においても次回の本審議会において意見陳述を行うことといたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度においても意見陳述を実施することといたします。なお、従来から意見陳述の時間につきましては、全体で20分以内、質疑時間を含めまして合計30分となっています。この点につきましては、いかがでしょうか。

それでは、意見陳述の時間は従来どおりとします。以上で本日の議事は終了いたしました。他になければ、これをもちまして閉会としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で第433回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。